

2025年2月21日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」並びに
「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

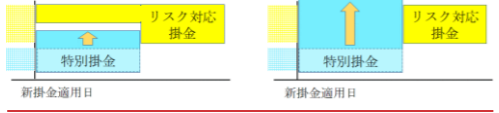
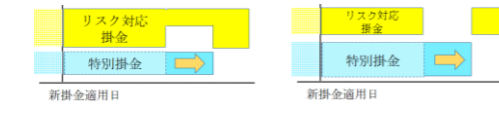
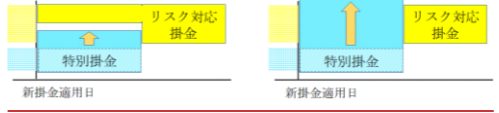
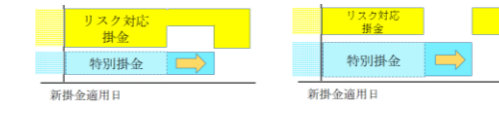
今般、記載内容の充実化を図るため、確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス、並びに、確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスの改定について検討を行ってまいりました。2025年2月19日に開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、2025年1月24日に改定に関する草案を公開し、2025年2月12日までコメントの募集を行いました。提出されたコメント内容を踏まえ、明確化の観点等から修正を加えた上で公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。



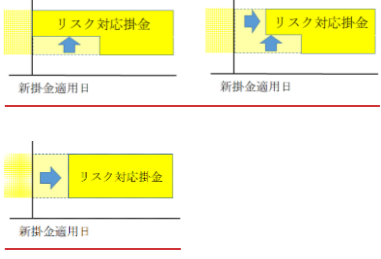

以上

公開草案を修正した箇所（緑色マーカー：記述を修正した箇所、黄色マーカー：配置を修正した箇所）

該当箇所	修正後		修正前	
<p>確定給付企業年金に関する数理実務ガイドライン改定案 P. 45-48</p>	<p>[規則第46条の2第2項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金の変更については、規則第46条の2第2項第1号、第2号、第3号および第46条の2第3項の場合各号に該当する場合のほか、同条第3項に該当する場合、同条第4項の制約を満たさない場合に限られる。 ・規則第46条の2第2項第1号～第3号の複数の場合に該当した場合は、いずれかのリスク対応掛金の変更方法から任意に選択することが可能。 ・リスク対応掛金の特別掛金への振り替え〔第1号〕 新たに過去勤務債務の額が発生する場合、「リスク対応掛金収入現価の減少≦過去勤務債務の額の増加」となる範囲内で、リスク対応掛金額を減少させることができる。 <u>具体的には、拠出期間を維持したうえでリスク対応掛金額を減少させることが考えられる。</u> <p>[例示およびイメージ]</p> <p>①残余拠出期間のリスク対応掛金額を一律に減少させる ②特別掛金額が増加した拠出期間に対応するリスク対応掛金額から、当該特別掛金の増加額の全部又は一部を減少させる</p> <p><②のうち特別掛金償却期間不変（掛金増加）のケース></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・振り替え時にリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間が3年未満であった場合に財政再計算を行い、リスク対応掛金額がある状態で規則第46条第4項に基づき特別掛金の償却期間を3年未満で設定する場合は、リスク対応掛金額の予定拠出期間を特別掛金額の予定償却完了日より後になるように延長して設定することは可能。 <p><②のうち特別掛金償却期間延長（掛金不変）のケース></p>  <p>なお、上記により途中でリスク対応掛金額が0となる期間が発生するケースにおいても、リスク対応掛金の残余拠出期間は規約変更前後で変わらない取扱いとする（掛金額が0の期間も拠出期間に含める）ことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金の償却期間を延長する場合も、引き続き「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>リスク対応掛金の変更は、原則として認められず、規則第46条の2第2項各号に該当する場合のほか、同条第3項に該当する場合、同条第4項の制約を満たさない場合に限られる。同条第2項各号に掲げる特別な事情がある場合であっても、その変更内容には一定の合理性が求められることに留意が必要。</u> ・<u>リスク対応掛金額を減少する方法は、毎回の拠出額を減少すること（前払控除は不可）及び予定拠出期間を短縮することのいずれも「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」を満たす範囲内で可能。</u> ・<u>拠出期間を延長（短縮）させる取扱いは一定の合理性がないものと考えられる。</u> ・<u>リスク対応掛金を定率拠出により設定しているケースについても、拠出期間を維持し、リスク対応掛金を減少（リスク対応掛金の拠出割合を減少）させることが考えられる。また、特別掛金が増加した各期について、特別掛金の増加額の範囲内で各期のリスク対応掛金を減少させることが考えられる。（いずれの場合も、特別掛金の償却方法が定率償却かそれ以外かによらない）</u> ・<u>後述の、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金を設定している場合で、リスク対応掛金額を減少させるときは、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金のいずれを先に減少させてもよい。</u> 	<p>[規則第46条の2第2項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金の変更については、規則第46条の2第2項第1号、第2号、第3号および第46条の2第3項の場合に限られる。 ・規則第46条の2第2項第1号～第3号の複数の場合に該当した場合は、いずれかのリスク対応掛金の変更方法から任意に選択することが可能。 ・リスク対応掛金の特別掛金への振り替え〔第1号〕 新たに過去勤務債務の額が発生する場合、「リスク対応掛金収入現価の減少≦過去勤務債務の額の増加」となる範囲内で、リスク対応掛金額を減少させることができる。 <u>具体的には、拠出期間を維持したうえでリスク対応掛金額を減少させることが考えられる。</u> <p>[例示およびイメージ]</p> <p>①残余拠出期間のリスク対応掛金額を一律に減少させる ②特別掛金額が増加した拠出期間に対応するリスク対応掛金額から、当該特別掛金の増加額の全部又は一部を減少させる</p> <p><②のうち特別掛金償却期間不変（掛金増加）のケース></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・振り替え時にリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間が3年未満であった場合に財政再計算を行い、リスク対応掛金額がある状態で規則第46条第4項に基づき特別掛金の償却期間を3年未満で設定する場合は、リスク対応掛金額の予定拠出期間を特別掛金額の予定償却完了日より後になるように延長して設定することは可能。 <p><②のうち特別掛金償却期間延長（掛金不変）のケース></p>  <p>なお、上記により途中でリスク対応掛金額が0となる期間が発生するケースにおいても、リスク対応掛金の残余拠出期間は規約変更前後で変わらない取扱いとする（掛金額が0の期間も拠出期間に含める）ものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金の償却期間を延長する場合も、引き続き「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>リスク対応掛金の変更は、原則として認められず、規則第46条の2第2項、第3項、または第4項のいずれかに該当した場合のみに限られる。同条第2項各号に掲げる特別な事情がある場合であっても、その変更内容には一定の合理性が求められることに留意が必要。</u> ・<u>リスク対応掛金額を減少する方法は、毎回の拠出額を減少すること（前払控除は不可）及び予定拠出期間を短縮することのいずれも「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」を満たす範囲内で可能。</u> ・<u>拠出期間を延長（短縮）させる取扱いは一定の合理性がないものと考えられる。</u> ・<u>リスク対応掛金を定率拠出により設定しているケースについても、拠出期間を維持し、リスク対応掛金を減少（リスク対応掛金の拠出割合を減少）させることが考えられる。また、特別掛金が増加した各期について、特別掛金の増加額の範囲内で各期のリスク対応掛金を減少させることが考えられる。（いずれの場合も、特別掛金の償却方法が定率償却かそれ以外かによらない）</u> ・<u>後述の、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金を設定している場合で、リスク対応掛金額を減少させるときは、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金のいずれを先に減少させてもよい。</u>

該当箇所	修正後		修正前	
	<p><u>間の残存期間」を満たす必要がある。</u></p> <p>・「<u>過去勤務債務の増加額<現行リスク対応掛金収入現価</u>」となり、<u>リスク対応掛金の全てを特別掛金に振り替えることができない場合であって、特別掛金を最短償却としたとしても規則第46の2第4項の規定を満たすことができない場合は、リスク対応掛金を再設定することが考えられる。</u></p> <p>・「<u>過去勤務債務の増加額≥現行リスク対応掛金収入現価</u>」となる場合は、<u>現行のリスク対応掛金は全て特別掛金に振り替え、拠出が終了したものとして、新たにリスク対応掛金を設定することは可能と考えられる。</u></p> <p>・リスク対応掛金の再計算〔第2号〕 規則第50条の場合（合併、分割、基金型から規約型への移行、規約型から基金型への移行、加入者数の著しい変動、加入者資格又は給付設計の変更、他の確定給付企業年金との権利義務の移転又は承継、その他著しい変動に限る）には、規則第46条の2第1項の各号に基づきリスク対応掛金額を計算することができる。</p> <p>・リスク対応掛金額の加算〔第3号（法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算）〕 財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分（「財政悪化リスク相当額－対応後リスク充足額」）が、リスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあっては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）における「財政悪化リスク相当額－（積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更後）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」から</p>	<p>・再設定する場合は、新たに設定する場合と同様に取り扱うことが考えられる。</p> <p>・過去勤務債務の額の予定償却期間の短縮、定率償却の場合の償却割合増加は除く。</p> <p>・財政再計算を行い、当初設定していたリスク対応掛金額の予定拠出期間を延長してリスク対応掛金額を減少させることは可能。</p> <p>・財政悪化リスク相当額の算定方法を変更する場合は、規則第50条第4号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。 〔例示〕</p> <p>・新たに特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する財政再計算を行う。</p> <p>・特別算定方法により負債変動リスクを新たに見込む財政再計算を行う。</p> <p>・リスク対応掛金を拠出完了し再度設定する場合は、初めてリスク対応掛金を設定する場合と同じ手続きによる。</p> <p>・対応後リスク充足額＝今回の財政計算における「積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更前）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」</p> <p>・加算するリスク対応掛金額の予定</p>	<p><u>間の残存期間」を満たす必要がある。</u></p> <p>・「<u>過去勤務債務の増加額<現行リスク対応掛金収入現価</u>」となり、<u>リスク対応掛金の全てを特別掛金に振り替えることができない場合であって、特別掛金を最短償却としたとしても規則第46の2第4項の規定を満たすことができない場合は、リスク対応掛金を再設定することが考えられる。</u></p> <p>・「<u>過去勤務債務の増加額≥現行リスク対応掛金収入現価</u>」となる場合は、<u>現行のリスク対応掛金は全て特別掛金に振り替え、拠出が終了したものとして、新たにリスク対応掛金を設定することは可能と考えられる。</u></p> <p>・リスク対応掛金の再計算〔第2号〕 規則第50条の場合（合併、分割、基金型から規約型への移行、規約型から基金型への移行、加入者数の著しい変動、加入者資格又は給付設計の変更、他の確定給付企業年金との権利義務の移転又は承継、その他著しい変動に限る）には、規則第46条の2第1項の各号に基づきリスク対応掛金額を計算することができる。</p> <p>・リスク対応掛金額の加算〔第3号（法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算）〕 財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分（「財政悪化リスク相当額－対応後リスク充足額」）が、リスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあっては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）における「財政悪化リスク相当額－（積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更後）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」から</p>	<p>・再設定する場合は、新たに設定する場合と同様に取り扱うことが考えられる。</p> <p>・過去勤務債務の額の予定償却期間の短縮、定率償却の場合の償却割合増加は除く。</p> <p>・財政再計算を行い、当初設定していたリスク対応掛金額の予定拠出期間を延長してリスク対応掛金額を減少させることは可能。</p> <p>・財政悪化リスク相当額の算定方法を変更する場合は、規則第50条第4号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。 〔例示〕</p> <p>・新たに特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する財政再計算を行う。</p> <p>・特別算定方法により負債変動リスクを新たに見込む財政再計算を行う。</p> <p>・リスク対応掛金を拠出完了し再度設定する場合は、初めてリスク対応掛金を設定する場合と同じ手続きによる。</p> <p>・対応後リスク充足額＝今回の財政計算における「積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更前）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」</p> <p>・加算するリスク対応掛金額の予定</p>

該当箇所	修正後	修正前
	<p>増加する場合、増加した範囲内でリスク対応額を定め、変更前のリスク対応掛金額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算するリスク対応掛金額の拠出期間は、変更前のリスク対応掛金額とは別に規則第46条の2第1項の規定に基づいて算定する。 <p>[規則第46条の2第3項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対応掛金の減額または拠出終了〔法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算〕対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。 	<p>増加する場合、増加した範囲内でリスク対応額を定め、変更前のリスク対応掛金額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算するリスク対応掛金額の拠出期間は、変更前のリスク対応掛金額とは別に規則第46条の2第1項の規定に基づいて算定する。 <p>拠出期間は、変更前のリスク対応掛金額の予定拠出期間・残余予定拠出期間とは別に定めること、又は、変更前のリスク対応掛金額の残余予定拠出期間（規則第46条の2を満たすものに限る）とあわせることは可能。</p> <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更前のリスク対応掛金額の予定拠出期間15年、残余予定拠出期間3年に対し、加算するリスク対応掛金額の予定拠出期間を10年とする。 変更前のリスク対応掛金額を第1リスク対応掛金額、加算するリスク対応掛金額を第2リスク対応掛金額とすることは可能。 <p><u>・第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金で、拠出方法（均等拠出、定率拠出等）を別に設定することは可能。</u></p> <p>加算するリスク対応掛金額と変更前のリスク対応掛金額とを合算して新たなリスク対応掛金額を設定することは不可。</p> <p>・リスク対応掛金額を減少する方法は、毎回の拠出額を減少すること（前払控除は不可）及び予定拠出期間を短縮することのいずれも「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」を満たす範囲内で可能。</p> <p><u>・拠出期間を維持し、リスク対応掛金を一律に減少させること、および拠出期間を短縮しリスク対応掛金を維持することが考えられる。</u></p> <p><u>・拠出期間のうち最初の一定期間のリスク対応掛金の一部を減少させる取扱い、最初の一定期間のリスク対応掛金を全額減少させ、次の一定期間のリスク対応掛金の一部を減額させる取扱い、および最初の一定期間のリスク対応掛金を全額減少させる取扱いは、規</u></p>

該当箇所	修正後		修正前	
	<p>[規則第46条の2第4項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。 <p>(以下、略)</p>	<p>則第46条の2第1項に定める算定方法に沿った取り扱いとは言えないため、適切ではないと考えられる。</p>  <p>・拠出期間のうち拠出完了日から遡って一定期間のみリスク対応掛金の一部を減少させる取扱い、および拠出完了日から遡って一定期間のリスク対応掛金を全額減少させ、次の一定期間のリスク対応掛金の一部を減額させる取扱いは、規則第46条の2第4項の規定の制約を満たすため等やむを得ない場合には可能と考えられる。</p>  <p>・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間=リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」は不可。</p>	<p>[規則第46条の2第3項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対応掛金の減額または拠出終了〔法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算〕に対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。 <p>[規則第46条の2第4項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。 <p>(以下、略)</p>	<p>則第46条の2第1項に定める算定方法に沿った取り扱いとは言えないため、適切ではない。</p>  <p>・拠出期間のうち拠出完了日から遡って一定期間のみリスク対応掛金の一部を減少させる取扱い、および拠出完了日から遡って一定期間のリスク対応掛金を全額減少させ、次の一定期間のリスク対応掛金の一部を減額させる取扱いは、規則第46条の2第4項の規定の制約を満たすため等やむを得ない場合には可能と考えられる。</p>  <p>・リスク対応掛金額を減少する方法は、毎回の拠出額を減少すること（前払控除は不可）及び予定拠出期間を短縮することのいずれも「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」を満たす範囲内で可能。</p> <p>・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間=リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」は不可。</p>

該当箇所	修正後		修正前	
確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス改定案 P. 156-157	<u>(例示 1 : 給付の額の算定の基礎となる加入者期間から控除する休職期間の変更)</u> <u>・施行日前までに開始した休職の取扱いについて変更後の内容を適用するものではなく、また、休職の発生率を見込んでいないことから、通常予測給付現価及び最低積立基準額が減少する者は発生せず、給付の額の減額には該当しない。</u>	(略)	<u>(例示 1 : 給付の額の算定の基礎となる加入者期間から控除する休職期間の変更)</u> <u>・施行日前までに開始した休職の取扱いについて変更後の内容を適用するものではなく、休職の発生率を見込んでいないことから、通常予測給付現価及び最低積立基準額が減少する者は発生せず、給付の額の減額には該当しない。</u>	(略)

以上